

# 広聴特別委員会

日 時 令和2年9月18日（金）  
一般会計予算決算常任委員会終了後  
場 所 第2委員会室

## 付議事項

- 1 議会報告会について
- 2 その他

# 中止 のお知らせ

新型コロナウイルスの感染防止

のため、大変残念ですが、

6月議会報告会に引き続き、

9月議会報告会「議会カフェ」

を中止とさせていただきます。

何卒、ご理解の程、宜しく

お願い申し上げます。



なお、

12月議会報告会「議会カフェ」につきましては、

今後の状況を見ながら、開催に向け検討致します。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会モニターからの意見（５）</p> <p>1、3月1日広聴特別委員会の議論を聞いて 議会モニター（以下モニター）の意見について審査された広聴委員会を傍聴しました。</p> <p>（1）広聴特別委員会の役割は何ですか。 山陽小野田市議会モニター設置要綱第8条2項は「意見の送付を受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に関するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする」とあります。つまりモニターから出された意見は、他の委員会の所管に関する意見を含めて、検討する主体は広聴委員会ではないのですか。 ところが現状の広聴委員会の役割は、各所管の委員会にモニターの意見を割り振る作業だけのようにみえます。所管の委員会から出された意見を含めて、モニターの意見を踏まえた議会内の対応等について議論、検討していくのは、広聴委員会が主体的に行うべきなのではありませんか。</p> <p>（2）私たちは回答をもらいたいのではありません。 モニターの役割は、市議会の「活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させる」（設置要綱第1条）ことが目的なのではありませんか。しかし現状はモニターから出された意見に「どう回答するか」が議会側の対応になっていませんか。私たちは回答が欲しいものではありません。 現状の議会活動に関してモニターからの意見・提言を受けて議論していただき、議会活動の改善に反映させてほしいのです。そのことこそ「市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため」（設置要綱第1条）の市議会の本来のあり方ではないでしょうか。</p> <p>（3）広聴委員会の意見の取り扱いについて。 民福委員会での「自由討議」のあり方について議会基本条例上どうなのかと疑問を提起したら「事実」だと認定はされました。しかし広聴委員会では少なくとも議会基本条例等の条文に沿って検討し、委員間で解釈が別れた場合、議会運営委員会に議論を委ねるといった判断はできなかったのでしょうか。 また委員長裁定による「継続審査」の決定に関して、「委員長個人の考え方なので、議会として回答すべきではない」と結論付けました。ある市議会では議案を「付託された委員会が、議会の会期中に審査を終了させることが困難な場合に…」議会の議決によって、継続審査の手続きとなる（小浜市）とあります。会議規則等の解説でも基本的に同じ見解をとっています。 委員長の委員会運営は決して「個人的」なものではありませんし、前段の「自由討議」とセットで継続審査が決定されています。特に委員長裁定により「継続審査」が決定された場合は、委員長の判断が「継続審査」の結論となるためその判断が問われて然るべきではありませんか。今回の場合「審査不十分」と委員長が判断した根拠は何か。会期末まで数日残したうえ午後4時前に「継続審査」の結論を委員長が出した意味が問われるのは当然です。</p>	<p>貴重な御意見を提出いただき、ありがとうございます。 頂いた意見については全議員と共有し、障害者用傍聴席や市議会傍聴規則など、議会運営委員会で議論している事項については意見を参考にしてもらい、広聴の役割や自由討議の在り方、継続審査の在り方、請願と陳情の取扱いなどについては、今後、広聴特別委員会で議論し、結果については報告します。</p>

2、4月19日の議会運営委員会を傍聴して

(1) 議会運営委員会の議論の進め方について。

議運の「議論」の仕方やあり方について考えてみました。各党派の見解や態度表明にはなっていない「議論」になっていないのです。傍聴者の氏名・住所の記入に関しても、委員長は各委員に順繰りに見解を述べさせるだけで、市の個人情報保護条例の立場から妥当なのかどうかの議論をせず、「一致しないので継続とします」と取りまとめました。これでは何回「議論」しても同じことで、議論は深まりません。

議会運営委員会は他の委員会と違って、執行部を参与に呼んで質疑することはなく、ほとんどの場合議会事務局だけです。議会改革に関してもこれまで議会事務局との「共同作業」と言われてきました。もっと議員間や事務局との積極的な「自由討議」が必要なではありませんか。議運は最上位に位置付けされている委員会なのに、この低調な「議論」は何なんでしょうか？

(2) 「障害者用」傍聴席の取り扱いについて。

「障害者用」傍聴席を「多目的」傍聴席とする取り扱いに関する議論を聞いて変な議論だと感じました。誰も利用しない「身障者用」傍聴席だから問題提起した訳ですが、この傍聴席を「多目的」と名称を変更しても、ほとんど利用されたことのない傍聴席なのに「利用者がたくさんあったら」などと、為にする議論にしか聞こえません。それは一度も使われたことのないデッドスペースをどうやったらなくせるのかの視点がないからです。市議会議員のみなさんは実際にこの「多目的」傍聴席に入られたことがあるのでしょうか。設置以降、誰も座ったことがないのに、変な議論をしているとしか思えません。ぜひ一度この席に座ってみたい。大きな音のする自動ドアを開けて、会議中の全員が自分を注視するような傍聴席に誰が入りますか？

(だから傍聴席の改善措置が必要だと提言したのです)

市議会は障害者に優しい「あいサポート」に取り組んでいると宣伝していますが、障害者や市民の気持ちや感覚が本当に分かろうとしておられるのか大いに疑問です。名称の変更くらいでは傍聴者は誰も利用しないと思います。

(3) 「市議会傍聴規則」に関する議論を聞いて。(その1)

ある議員が「傍聴者の管理」という言葉を使っていました。この議員は上から目線で市民を管理しようというのでしょうか。自分の「選民意識」の方をまず何とかして欲しいものです。市民との関係を改善し、垣根をなくそうと始まった議会改革が10年前に逆戻りしたような錯覚を覚えました。

傍聴者の住所・氏名を記入させ保有することが、市の個人情報保護条例との関係でどうなのかと提起されているのに、条例の解釈や議論すらまともにされない。山陽小野田市の行政審議会ですら既に傍聴者の住所・氏名の記入は廃止されており、北海道芽室町など議会改革先進地の議会では傍聴者との関係改善のために「傍聴規則」の見直しを行っています。そのような変化さえ見ようとせず「傍聴者の管理」とはいかにも時代錯誤の感がします。

(4) 「市議会傍聴規則」に関する議論を聞いて。(その2)

各委員の見解表明の中で「県議会はどうなのか?」と事務局に尋ねた議員がいました。まだこんな「議論」しかできないのか、悲しくなります。

山陽小野田市議会は議会改革の先進地を参考にし目標としてきましたが、県内他市に議会改革のモデルはほとんどなかったのです。そのような山陽小野田市議会独自の議会改革を進めてきた歴史を無視して、それも議会改革度「全国最下位」の山口県議会のやり方を「参考」にしようなどという議論そのものがナンセンスではありませんか。(3)(4)の議論を聞いていると、議会基本条例の条文だけでなく、作られた背景や歴史等を理解していない議員が議会の運営に関わっていることに大変懸念を持ちます。

3、請願と陳情の取り扱いの差異について

(1) 陳情はなぜ議題とされないのでしょうか。

山陽小野田市議会会議規則第145条は「陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする」とあります。それなのになぜ請願は「議題」とされるのに、陳情は「議題」とならないのでしょうか。

陳情に関しては議運で調査委員会が決定され、担当委員会が審査を行います。市民から出された陳情に関しては参考人招致も含め、陳情者からの意見聴取も行われています。しかし議案ではないため結論を出すかどうかも含めて委員会に任せられ、一定の結論が出た場合でも本会議では「所管事務調査」としか報告されることはありません。陳情の取り扱いに関して改善の必要があるのではないのでしょうか。(参考 5月7日付西日本新聞)

(2) 産業建設委員会の議論を聞いて。

3月議会に提出された「地方卸売市場」の陳情に関して、担当委員会の議論は聞いていて大変低調です。先日の質疑の中で「中央青果(株)は第三セクターなのか」などという質問がされていましたが、議員がこの程度の認識では議論そのものに期待が持てなくなります。

市場の唯一の卸売会社である中央青果(株)の運営に関して、重大な疑問が出され、税理事務所に監査が依頼され報告書が提出されましたが、第三セクターであるため議会側にはいまだにその報告書は未提出の状況です。過去、多くの自治体で第三セクターの経理、運営に関して、議会や市民から様々な疑惑が持たれ、情報公開と疑惑解明を求める運動や歴史等を背景にして地方自治法施行令第152条が設けられ、平成23年には新たに新たに出資金4分の1以上の法人等にも拡大されました。市民に対して秘密裏に処理されてきた第三セクターの内実を、これらの条文を根拠に議会が率先して解明するチャンスにする必要があります。それは議会基本条例第1条、第2条4項、第8条、第10条、第18条等にも明確にされていることです。だが残念ながら担当委員会にはそのような意欲があまり強く感じられません。陳情が議案とされていないため議論が低調だとは思いたくないのですが。